

ご存知ですか？

障害をお持ちの方に対する割引制度や手当などについて

有料道路割引制度

通勤、通学、通院等の日常生活において、障害者の方が有料道路を利用する場合に一定の要件で料金が割引になります。



●対象障害者の範囲●

- ①障害者本人が運転する場合
→身体障害者手帳の交付を受けているすべての方
- ②障害者本人以外の方が運転され、障害者本人が同乗する場合
→身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方のうち重度の障害*をお持ちの方
※重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じです。

●対象自動車の範囲●

車検証または軽自動車届出済証に「自家用」と記載されているものまたは、二輪自動車で総排気量が125ccを超えるもの（車種によって制限有）

所有者要件については、車検証または、軽自動車届出済証の「所有者の氏名又は名称」欄に本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が記載されているもの。

●割引料金額●

通常料金の半額

※ETC時間帯割引『深夜割引・通勤割引・早朝夜間割引』との併用はできません。

- 割引有効期間 申請日から2回目の誕生日まで

●申請に必要な書類等●

ETCを利用しない	①身体障害者手帳または、療育手帳 ②車検証または、軽自動車届出済証 ③運転免許証(障害者本人運転の場合)
ETCを利用する	①身体障害者手帳または、療育手帳 ②車検証または、軽自動車届出済証 ③運転免許証(障害者本人運転の場合) ④ETCカード(障害者本人名義のもの) ⑤ETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETC車載器セットアップ申込書・証明書等)

※この他要件確認のため、書類等が必要になる場合があります。

特別障害者手当

○対象者

心身または精神の障害が、重度または重複しているなどの理由で、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障害者の方に支給します。
※ただし、次の場合は対象となりません。

- ①受給者または、その配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上の場合
- ②施設等に入所している方
- ③病院等に3ヶ月を越えて入院している方

○支給額 26,520円（月額）

障害児福祉手当

○対象者

心身または、精神の障害が重度などの理由で、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅重度障害児の方に支給します。

※ただし、次の場合は対象となりません。

- ①受給者または、その配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上の場合
- ②施設等に入所している方
- ③障害を支給事由とする年金給付を受けている方
- ④病院等に3ヶ月を超えて入院している方

○支給額 14,430円（月額）

お問い合わせ先

- ・市役所福祉課社会福祉係
☎52-1111（内線135）
- ・山方総合支所福祉健康課
☎57-6812
- ・美和総合支所福祉健康課
☎58-3850
- ・緒川総合支所福祉健康課
☎56-3992
- ・御前山総合支所福祉健康課
☎55-2113

